

きづがわしの水道

～安心・安全な生活と快適な暮らしを支える水道～



令和6年度水道事業会計 予算の概要

タツタタワー木津川市

収益的収支・税込

(単位:万円)

項目	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	比較
水道料金	131,332	134,191	△ 2,859
手数料	202	450	△ 248
下水道負担金	6,604	6,110	494
他会計負担金	918	900	18
長期前受金戻入	49,138	49,065	73
その他(広告収入等)	266	270	△ 4
計	188,460	190,986	△ 2,526
支出	職員人件費	16,242	17,412
	動力費	13,610	23,368
	薬品費	669	658
	受水費	49,413	49,480
	施設委託料(水質、機械等)	10,714	9,177
	事務委託料(検針、宿直等)	5,328	3,264
	修繕料	10,714	11,206
	支払利息	2,199	2,376
	減価償却費、資産減耗費	78,641	77,955
	貸倒り引当金	0	300
	その他(消費税、負担金、手数料等)	5,356	5,229
	予備費	100	100
	計	192,986	200,525
	差引	△ 4,526	△ 9,539
			5,013

資本的収支・税込

(単位:万円)

項目	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	比較
加入金	3,030	3,888	△ 858
収入	水道事業(開発)分担金	1,000	1,000
	工事負担金	2,854	3,508
	企業債	0	1,100
	一般会計出資金	4,348	1,982
	他会計補助金	43	0
	計	11,275	11,478
	建設改良費	51,801	58,976
支出	企業債償還金	9,764	9,808
	予備費	300	300
	計	61,865	69,084
	差引	△ 50,590	△ 57,606
			7,016

令和6年度水道事業会計の予算が3月市議会定例会において可決されましたので、その概要をお知らせいたします。

水道事業会計は、水道水をつくりたり、施設の維持管理のための経費を扱う収益的収支と、水道管の更新や施設の建設などを行う資本的収支に分かれています。ここでは、それぞれの収支について昨年度と比較しながら簡単に紹介します。

まず、収益的収支の収入では、令和6年度の水道料金収入は、人口が減少に転じたことに伴い、昨年度より2,859万円の減額となっています。長期前受金戻入は、減価償却費及び資産減耗費の特定財源部分です。また、支出では、動力費は政府支援等の措置を見込み、9,758万円の減額となっています。赤字予算となっていますが、令和5年度末で繰越利益剰余金を1億円以上見込んでいますので、累積欠損は発生しません。

次に資本的収支の収入では、新規の水道加入件数が減少するものとして、加入金を858万円減額しています。公共下水道工事や河川工事などに伴う木津川市および京都府からの負担金は件数の減少により654万円の減額となっています。一般会計出資金として、水道管路の耐震化事業が対象となるため、2,366万円の増額となっています。また、支出では、老朽配水管及び下水道関連の布設替工事、舗装復旧工事のほか、施設の機器更新等の工事などを行う予定となっています。また、令和4年度に着手した山城浄水場更新工事については、予算計上はありませんが、令和8年度に完了予定で、引き続き取り組んでいます。なお、収入と支出の差額は、過年度留保資金等で補填します。

能登半島地震に伴う被災地での応急給水活動について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により多くの地域で断水状態となっているため、日本水道協会京都府支部を通じて応急給水の応援要請がありました。京都府支部の担当場所は石川県能登町となり、府内の各市町が交代で現地入りし、応急給水活動をしました。（京都市は応急復旧活動にも従事）

木津川市上下水道部は、令和5年度の日本水道協会京都府支部の南部ブロックの幹事都市であったため、南部9市町（井手町・宇治市・宇治田原町・笠置町・京田辺市・久御山町・城陽市・精華町・八幡市）における京都府支部からの情報共有等のとりまとめ役を担いました。

また、木津川市上下水道部は、3度にわたり能登町に応急給水活動のため、計12名の職員を派遣しました。現地では、被災された方への水の配布や施設の貯水槽への給水を行いました。

日本水道協会関西地方支部として、能登町での応急給水活動に88事業体が参加し、給水車は最大17台稼働しました。関西地方支部が担当していた穴水町は3月上旬、能登町は5月上旬に断水が解消したため、5月15日をもって、関西地方支部としての支援活動を終了し、被災地方支部である中部地方支部に引き継ぎました。



市長からの激励を受け、能登町へ出発



現地での給水活動の様子

漏水を見つけたら

<道路での漏水の場合>

漏水は水圧不良や濁り水の発生、道路の陥没等、皆さまの日常生活に大きな影響を及ぼす危険があります。晴れた日でも路面が濡れている場合は、地下に埋設している水道管からの漏水の可能性があります。もし、道路上で漏水が疑われる事象を見かけられましたら、工務課までご連絡をお願いします。

工務課 TEL : 0774-75-1251
※夜間、土日祝日（宿直対応）
TEL : 0774-72-0203

<宅地内での漏水の場合>

メーターから蛇口までの宅地内での漏水の場合は、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。漏水修理費はお客様の負担となります。指定給水装置工事事業者の一覧は木津川市HPに掲載しています。漏水の内容によっては、水道料金の減額の対象となります。また、道路からメーターまでの漏水については、業務課までご連絡をお願いします。詳しくは業務課にお問い合わせください。

ホーム >暮らす >上下水道 >水道（利用について）
>木津川市指定給水装置工事事業者一覧

業務課 TEL : 0774-75-1250

クレジットカードによるお支払いについて

「Yahoo！公金支払い」によるクレジットカード払いについては、令和6年3月請求分（1月ご利用分）で終了となりました。

引き続き、クレジットカードによるお支払いを希望の方は、「F-REGI公金支払い」を利用してのお申込みとなります。

登録のお手続き方法は、お客様のパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話等からインターネットを通じてのお申込みとなります。

編集・発行・ネーミングライツのご相談
木津川市上下水道部業務課 TEL : 0774-75-1250



QRコード
申込サイト